

「静岡県教育委員会障害者活躍推進計画」に基づく取組の実施状況（令和4年度）

1 目標に対する達成度

項目	目標値	実績値
採用に関する目標	法定雇用率(2.5%)以上	2.06% (R5.6.1 現在)(前年 1.83%) 対前年 0.23 ポイントの改善
定着に関する目標	採用後1年以内の不本意な理由による離職者0人	0人(令和4年度中)
満足度合に関する目標	毎年、前年の数値を上回る(R3年度 87.8%) ¹	「大変満足」「やや満足」の回答 86.7% 〔令和4年12月実施「障害のある教職員を対象にした職場等の満足度調査」〕

- 1 「障害のある教職員を対象にした職場等の満足度調査のうち、「大変満足」「やや満足」の回答割合

2 取組内容の実施状況

(1) 障害のある教職員の活躍を推進する体制整備

項目	内容
組織面	・障害者の在籍の有無を問わず全ての事業所に選任する体制とし、いつ障害のある教職員を受け入れても対応できる体制を整備
人材面	障害者職業生活相談員資格認定講習の受講 合理的配慮事例集等の周知 障害者活躍推進計画に沿った行動マニュアルを作成し、全職員に周知

(2) 障害のある教職員の活躍の基本となる職務の選定・創出

項目	内容
職務の選定・創出の検討	・知的障害特別支援学校における障害者枠の創出拡大 ・障害のある教職員を対象にした職場等の満足度調査の実施 ・大規模特別支援学校における障害者枠の創出

(3) 障害のある教職員の活躍を推進するための環境整備・人事管理

項目	内容
職務環境	・障害のある教職員からの要望を踏まえ、建替え時のエレベーターの設置、段差解消といったハード面での配慮や、聴覚障害者向けに教職員による会議室などでの手話通訳の実施といったソフト面での配慮を実施 ・電話リレーサービス導入等障害のある教職員の要望を踏まえた職務環境の改善

募集・採用	<ul style="list-style-type: none"> ・教員の養成に係る大学関係者との意見交換 ・若手教員の紹介に障害のある教員を掲載 ・採用選考時における障害の特性に応じた配慮を実施 ・障害者特別選考の採用内定者に対する配慮事項の確認 																		
働き方	<ul style="list-style-type: none"> ・年次休暇や特別休暇の取得促進 ・校務支援ソフト導入支援や視覚障害者向けのソフトウェアの更新及びPCのメモリー増強によるICT化の推進 																		
キャリア形成	<ul style="list-style-type: none"> ・研修開催時に必要な配慮事項を確認し、申出に沿った環境づくりの実施 ・会計年度任用職員の人事評価制度の導入 																		
人事管理	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務意向調書や所属長面談により、障害特性に配慮した人事異動を実施 ・中途障害者や特別休暇等からの職場復帰者への円滑な職場復帰のため、関係機関と連携した支援を実施 ・必要に応じた職員に対する個別面談の実施 																		
その他	<p>障害者就労施設等からの物品等の優先調達 (3か年の発注実績) (単位: 千円)</p> <table border="1" data-bbox="411 1077 1394 1227"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R4/R1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>静岡県</td> <td>55,760</td> <td>54,443</td> <td>63,958</td> <td>74,397</td> <td>133.4%</td> </tr> <tr> <td> 教委</td> <td>10,874</td> <td>10,791</td> <td>11,290</td> <td>12,033</td> <td>116.6%</td> </tr> </tbody> </table>	区分	R1	R2	R3	R4	R4/R1	静岡県	55,760	54,443	63,958	74,397	133.4%	教委	10,874	10,791	11,290	12,033	116.6%
区分	R1	R2	R3	R4	R4/R1														
静岡県	55,760	54,443	63,958	74,397	133.4%														
教委	10,874	10,791	11,290	12,033	116.6%														

【参考】根拠法令

障害者雇用促進法

(障害者活躍推進計画の作成等)

第七条の三 国及び地方公共団体の任命権者は、障害者活躍推進計画作成指針に即して、当該機関が実施する障害者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画(以下この条及び第七十八条第一項第二号において「障害者活躍推進計画」という。)を作成しなければならない。

2 障害者活躍推進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 障害者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする障害者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 厚生労働大臣は、国又は地方公共団体の任命権者の求めに応じ、障害者活躍推進計画の作成に関し必要な助言を行うことができる。

4 国及び地方公共団体の任命権者は、障害者活躍推進計画を作成し、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 国及び地方公共団体の任命権者は、障害者活躍推進計画を作成し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 国及び地方公共団体の任命権者は、毎年少なくとも一回、障害者活躍推進計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 国及び地方公共団体の任命権者は、障害者活躍推進計画に基づく取組を実施するとともに、障害者活躍推進計画に定められた目標を達成するように努めなければならない。